

令和9年4月以降の介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

(1) 訪問型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A2	訪問型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容(従前相当サービス)とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
2	A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
3	A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
4	AG	訪問型短期集中予防サービス (定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
5	AH	訪問型短期集中予防サービス (定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス 種類コード	ベースと なる 予防給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービス コード名称	利用者 負担	利用者 負担割合・ 利用者 負担額	支給限度額 管理対象/ 対象外
1	A2	介護予防 訪問介護	国が規定 (従前相当 サービス)	市町村が規定 ※1	国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様 ※2	国が 規定
2	A3	なし	市町村が 規定	市町村が規定 ※5		国が規定する サービスコード から選択して規定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定 ※3	市町村が 規定
3	A4			市町村が規定 ※5、※6				定額		
4	AG			市町村が規定 ※5				定率		
5	AH			市町村が規定 ※5、※6				定額		

※1 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

令和3年3月分までは国が規定する単位数を上限とする。令和3年4月分以降は国が規定する単位数を勘案し、市町村が単位数を設定する。

※2 A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。また同様に受給者異動連絡票情報に3割負担の情報を設定することで自動的に3割負担対象となる。

※3 A3、A4、AG、AHの利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。
なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※4 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※5 A3、A4、AG、AHについては、率を規定するサービス(処遇改善加算、特加算等のような〇〇%というサービス)は設定できない。

※6 A4、AHについては、単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

(2) 通所型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容(従前相当サービス)とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
2	A7	通所型サービス(独自／定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
3	A8	通所型サービス(独自／定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
4	AJ	通所型短期集中予防サービス (定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
5	AK	通所型短期集中予防サービス (定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス 種類コード	ベースと なる 予防給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービス コード名称	利用者 負担	利用者 負担割合・ 利用者 負担額	支給限度額 管理対象／ 対象外
1	A6	介護予防 通所介護	国が規定 (従前相当 サービス)	市町村が規定 ※1	国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様 ※2	国が 規定
2	A7	なし	市町村が 規定	市町村が規定 ※5		国が規定する サービスコード から選択して規定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定 ※3	市町村が 規定
3	A8			市町村が規定 ※5、※6				定額		
4	AJ			市町村が規定 ※5				定率		
5	AK			市町村が規定 ※5、※6				定額		

※1 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

令和3年3月分までは国が規定する単位数を上限とする。令和3年4月分以降は国が規定する単位数を勘案し、市町村が単位数を設定する。

※2 A6については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。また同様に受給者異動連絡票情報に3割負担の情報を設定することで自動的に3割負担対象となる。

※3 A7、A8、AJ、AKの利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※4 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※5 A7、A8、AJ、AKについては、率を規定するサービス(処遇改善加算、特加算等のような〇〇%というサービス)は設定できない。

※6 A8、AKについては、単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

(3)その他の生活支援サービスの場合

No.	サービス 種類 コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A9	その他の生活支援サービス(配食／定率)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	市町村が作成して 国保連へ送付
2	AA	その他の生活支援サービス(配食／定額)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
3	AB	その他の生活支援サービス(見守り／定率)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	AC	その他の生活支援サービス(見守り／定額)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
5	AD	その他の生活支援サービス(その他／定率)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
6	AE	その他の生活支援サービス(その他／定額)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス 種類 コード	ベースと なる予防 給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービスコード 名称	利用者 負担	利用者 負担割合・ 利用者 負担額	支給限度 額管理対 象／対象 外
1	A9	なし	市町村 が規定	市町村が 規定※3	国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定	国が規定する サービスコード から選択して規 定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定※1	対象外
2	AA							定額		
3	AB							定率		
4	AC							定額		
5	AD							定率		
6	AE							定額		

※1 A9～AEの利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※3 A9～AEについては、率を規定するサービス(処遇改善加算、特有加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

(4) 介護予防ケアマネジメントの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	AF	介護予防 ケアマネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価等を規定するサービス種類。 ※1、※2、※6	市町村が作成して 国保連へ送付※5

No.	サービス 種類コード	ベースと なる予防 給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービスコード名称	利用者 負担	支給限度額 管理対象／ 対象外
1	AF	介護予防 支援	国が 規定 ※6	市町村が規定※6	国が規定する地域 単価から選択して 市町村が規定	国が規定す るサービス コードから選 択して規定 ※7	市町村が 規定※7	なし	対象外

- ※1 平成27年3月31日時点で、介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。
- ※2 事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は平成27年4月サービス分より、事業対象者は平成29年4月サービス分より、また要介護者は令和3年4月サービス分より、国保連合会を経由した支払が可能である。
なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。
- ※3 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
- ※4 受給者が居宅介護支援又は介護予防支援を受けている月については、同じ月に介護予防ケアマネジメントを受けることはできない。
- ※5 市町村が国保連合会に総合事業の介護予防ケアマネジメントの支払を委託する場合は、サービスコード異動連絡票を送付する必要がある。
- ※6 平成29年4月分より、国が規定する内容をベースとして、例えば本体報酬と加算を組み合わせで規定するといったように、市町村が独自に規定することも可能とする。
令和3年3月分までは国が規定する単位数を上限とする。令和3年4月分以降は国が規定する単位数を勘案し、市町村が単位数を設定する。
- ※7 平成29年3月分までは、国が規定したサービスコード・名称を使用する。
- ※8 AFについては、率を規定するサービスは設定できない。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方

No.	サービス種類		地域単価設定の考え方 ※1	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
1	訪問型サービス	A2:訪問型サービス(独自) A3:訪問型サービス(独自／定率) A4:訪問型サービス(独自／定額) AG:訪問型短期集中予防サービス(定率) AH:訪問型短期集中予防サービス(定額)	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる。 ※2	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円
2	通所型サービス	A6:通所型サービス(独自) A7:通所型サービス(独自／定率) A8:通所型サービス(独自／定額) AJ:通所型短期集中予防サービス(定率) AK:通所型短期集中予防サービス(定額)	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる。 ※2	10円 又は 10.90円	10円 又は 10.72円	10円 又は 10.68円	10円 又は 10.54円	10円 又は 10.45円	10円 又は 10.27円	10円 又は 10.14円	10円
3	その他の生活支援サービス	A9:その他の生活支援サービス(配食／定率) AA:その他の生活支援サービス(配食／定額) AB:その他の生活支援サービス(見守り／定率) AC:その他の生活支援サービス(見守り／定額) AD:その他の生活支援サービス(その他／定率) AE:その他の生活支援サービス(その他／定額)	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価のいずれかを選択できる。 なお、基本的には10円となるが、訪問サービス及び通所サービスを一体的に行うサービスを提供する場合等は、10円以外の単価が設定されることを想定している。 ※2、3	10円 又は 10.90円 又は 11.10円 又は 11.40円	10円 又は 10.72円 又は 10.88円 又は 11.12円	10円 又は 10.68円 又は 10.83円 又は 11.05円	10円 又は 10.54円 又は 10.66円 又は 10.84円	10円 又は 10.45円 又は 10.55円 又は 10.70円	10円 又は 10.27円 又は 10.33円 又は 10.42円	10円 又は 10.14円 又は 10.17円 又は 10.21円	10円
4	介護予防 ケアマネジメント	AF:介護予防ケアマネジメント	市町村が事業所所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる。 ※3	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円

※1 1つのサービス種類ごとに1つの地域単価を設定すること。

※2 地域単価に10円を設定する場合は、市町村が都道府県經由で連合会に送付する事業所台帳(指定・基準該当等サービス台帳)の地域区分に「その他」を設定すること。

※3 連合会システムにおいては、地域単価は地域区分により決定する単価以下であれば正常とする。同じ地域区分に複数の単位数単価が存在する場合、当該地域区分の最大の単価が登録され、その値以下であれば正常とする。

例) その他の生活支援サービスの1級地であれば、11.40円が登録され、11.10円又は10.90円又は10円が記載されても正常とする。

介護予防ケアマネジメントの2級地であれば、11.12円が登録され、10円が記載されても正常とする。